第4期磐田市障害福祉計画(案)

(平成27年度~平成29年度)

平成27年1月

磐 田 市

<u>目</u> 次

第1章	・ 概要・		• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第2章	整田市	の障害	福祉	<u>つ</u>	現丬	է ・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	第1節	障害者	手帳	所	持者	等	の	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	第2節	施設・	事業	所	の状	犬況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
第3章	障害者 でいい かいしん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	(児)	に対	す	るり	† –	ビ	ス	の	体	系		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	第1節	障害者	f (児	ļ)	にす	1 व	る	サ	_	ビ	ス	の	体	系		•	•	•	•	•	•	•	7
	第2節	障害者	f (児	ļ)	にす	र्ग क	る	サ	_	ビ	ス	の	概	要	•	•	•	•	•	•	•	•	8
第4章	計画の	数值目	標・	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
	第1節	磐田市	の数	値	目標	票•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
第5章	陸害福	祉サー	ビス	の	見込	∖み	. •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
	第1節	訪問系	サー	ビ	スの)見	込	み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
	第2節	日中活	動系	サ	– Ł	ごス	の	見	込	み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
	第3節	居住系	サー	ビ	スの)見	込	み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
	第4節	相談支	援の	見:	込み	٠,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
	第5節	地域生	活支	援	事第	≝(必	須	事	業)	の	見	込	み	•	•	•	•	•	•	•	22
	第6節	地域生	活支	援	事業	Ĕ (そ	の	他	の [:]	事	業)	の	見	込	み	•	•	•	•	•	24
	第7節	児童福	祉サ	-	ビフ	スの	見	込	み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
資料	磐田市障	害者施	策推	進	協請	議会	要	綱	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
	盤田市階	害者施	治	誰	協論	美 令	盉	昌	名	籓													28

第1章 概要

1 計画策定の趣旨

平成 25 年4月に、これまでの障害者自立支援法に代わる法律として、障害者総合支援 法が施行されました。障害者総合支援法(以下「法」という。)は、旧制度と同じく、サ ービスを一元化し、「保護」から「自立」に向けた支援を行う仕組みであり、また、法に おいては、市町村において 3 ヵ年を 1 期とした各年度におけるサービスごとに必要な見 込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める「障害福祉計画」の策定が義務 づけられています。

本市では、平成 19 年 3 月に、障害のある人のための施策に関する基本的な計画である「磐田市障害者計画」の中で「障害福祉計画」を定め、その後、平成 21 年 3 月に「第2期障害福祉計画」、平成 24 年 3 月に「第3期障害福祉計画」を策定し、計画の推進に努めてまいりました。負担軽減策の導入や、制度の周知が進み、サービス利用者数は年々増加しており、需要に応じた市内や周辺地域での施設整備は引き続き必要なものとなっています。

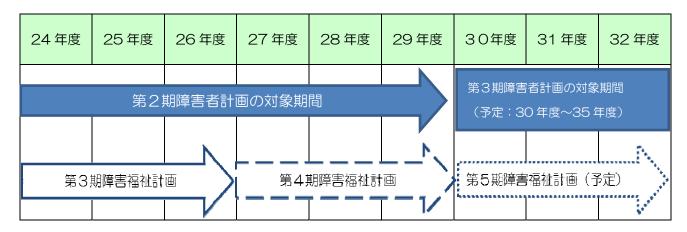
このたび、平成 26 年度をもって第3期障害福祉計画の計画期間が終了することから、これまでの進捗状況の分析や国・県の指針を踏まえ、更なる福祉資源、サービスの提供体制の充実を図るため、平成 29 年度までの各目標値及びサービス見込量などを明らかにした「第4期障害福祉計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

この計画は、法に基づく「市町村障害福祉計画」の第4期計画として策定するものです。 磐田市総合計画との調整を図りつつ、「第2期磐田市障害者計画」・「磐田市次世代育成支援行動計画(後期)」に基づき、サービス等の提供に関する具体的な体制づくりや、サービス等を確保するための方策を示す実施計画として位置付けます。「第3期磐田市障害福祉計画」の実績等を踏まえ、各年度におけるサービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めるものです。

3 計画の期間

法では、市町村障害福祉計画の期間は 3 年を 1 期として定めることとされています。 第4期計画は平成27年度から平成29年度までの3年間の計画として策定します。



4 計画の推進体制

本計画は、障害者の生活に必要なサービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組みを進めていくことが必要になります。そのため、少なくとも 1 年に 1 回、その実績を分析・評価し、磐田市障害者施策推進協議会や中遠地域自立支援協議会等から意見・提案等を受け、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、必要に応じて計画を変更する等の措置を講じます。

第2章 磐田市の障害福祉の現状

第1節 障害者手帳所持者等の状況

1 障害者手帳所持者の推移

磐田市の総人口は、平成26年度11月末現在で170,743人です。その内、約4%の方が 障害者手帳所持者となっています。手帳所持者は年々増加傾向にあり、人口における割合 も年々増加しています。

(単位:人)

		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
(,	A)手帳所持者(人)	6,538	6,523	6,682	6,818	6,933	6,997
	身体障害者手帳	5,182	5,074	5,081	5,136	5,159	5,140
	療育手帳	899	955	1,015	1,036	1,093	1,142
	精神保健福祉手帳	457	494	586	646	681	715
(B)磐田市人口(人)	174,945	173,715	172,814	171,539	170,754	170,743
(,	A/B)対人口比	3.74%	3.76%	3.87%	3.97%	4.06%	4.09%

[※]各年度3月末日現在。H26年度は11月末日現在。

2 身体障害者手帳所持者の推移

(1) 等級別

磐田市の身体障害者手帳所持者数は、平成26年11月末日現在で5,140人です。そのうち1級の手帳所持者は全体の29%を占めています。

(単位:人)

手帳総合等級	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25年度	H26 年度
1 級	1,795	1,427	1,426	1,474	1,495	1,489
I IVX	(35%)	(28%)	(28%)	(29%)	(29%)	(29%)
2級	785	957	935	919	913	892
∠ ۱۱۷Χ	(15%)	(19%)	(18%)	(18%)	(18%)	(17%)
3級	829	942	938	938	927	918
3 AVX	(16%)	(19%)	(19%)	(18%)	(18%)	(18%)
4級	1,048	1,070	1,118	1,151	1,188	1,192
4 ///	(20%)	(21%)	(22%)	(22%)	(23%)	(23%)
5級	390	367	354	346	340	332
J NVX	(8%)	(7%)	(7%)	(7%)	(6%)	(7%)
6級	335	311	310	308	296	317
O NX	(6%)	(6%)	(6%)	(6%)	(6%)	(6%)
合計	5,182	5,074	5,081	5,136	5,159	5,140

[※]各年度3月末日現在。H26年度は11月末日現在。

(2) 主たる障害別

障害別では、肢体不自由が半数以上を占め、次いで内部障害が33%を占めています。

(単位:人)

手帳総合等級	H21 年度	H22年度	H23 年度	H24 年度	H25年度	H26 年度
視覚障害	321	309	293	280	275	264
	(6%)	(6%)	(6%)	(5%)	(5%)	(5%)
· · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	447	432	430	436	424	422
沁兄洋口	(9%)	(9%)	(8%)	(9%)	(8%)	(8%)
音声•言語障害	49	53	55	59	58	50
	(1%)	(1%)	(1%)	(1%)	(1%)	(1%)
肢体不自由	2,884	2,754	2,751	2,738	2,757	2,732
及体作自由	(56%)	(54%)	(54%)	(53%)	(54%)	(53%)
内部障害	1,481	1,526	1,552	1,623	1,645	1,672
	(28%)	(30%)	(31%)	(32%)	(32%)	(33%)
合計	5,182	5,074	5,081	5,136	5,159	5,140

[※]各年度3月末日現在。H26年度は11月末日現在。

(3)年齢別

年齢別では、18歳以上が全体の98%を占めています。

(単位:人)

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
18 歳未満	99	97	100	99	95	90
10 成木圃	(2%)	(2%)	(2%)	(2%)	(2%)	(2%)
18 歳以上	5,083	4,977	4,981	5,037	5,064	5,050
10 成以上	(98%)	(98%)	(98%)	(98%)	(98%)	(98%)
合計	5,182	5,074	5,081	5,136	5,159	5,140

[※]各年度3月末日現在。H26年度は11月末日現在。

3 療育手帳所持者の推移

(1) 障害程度別

磐田市の療育手帳所持者数は、平成 26 年 11 月末日現在で、1,142 人です。そのうち療育手帳Aを有する人が全体の 37%を占め、療育手帳Bを有する人が全体の 63%を占めています。

(単位:人)

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25年度	H26 年度
A(重度)	380	391	402	410	415	426
A(里皮)	(42%)	(41%)	(40%)	(40%)	(38%)	(37%)
B(中軽度)	519	564	613	626	678	716
10(甲鞋皮)	(58%)	(59%)	(60%)	(60%)	(62%)	(63%)
合計	899	955	1,015	1,036	1,093	1,142

[※]各年度3月末日現在。H26年度は11月末日現在。

(2) 年齢別

年齢別では、18歳未満の人が23%を占め、18歳以上の人が77%を占めています。

(単位:人)

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25年度	H26 年度
18 歳未満	191	212	245	248	267	266
10 戚木心	(21%)	(22%)	(24%)	(24%)	(24%)	(23%)
18 歳以上	708	743	770	788	826	876
10 成以上	(79%)	(78%)	(76%)	(76%)	(76%)	(77%)
合計	899	955	1,015	1,036	1,093	1,142

[※]各年度3月末日現在。H26年度は11月末日現在。

4 精神保健福祉手帳所持者の推移

(1) 障害程度別

磐田市の精神保健福祉手帳所持者数は、平成26年11月末日現在で、715人です。 そのうち、2級が60%を占め、次いで3級が31%を占めています。

(単位:人)

	H21 年度	H22 年度	H23年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
1級	43	46	60	66	66	67
1 //9X	(10%)	(9%)	(10%)	(10%)	(10%)	(9%)
2級	303	318	358	384	411	427
Z 119X	(66%)	(65%)	(61%)	(60%)	(60%)	(60%)
3級	111	130	168	196	204	221
J NIX	(24%)	(26%)	(29%)	(30%)	(30%)	(31%)
合計	457	494	586	646	681	715

[※]各年度3月末日現在。H26年度は11月末日現在。

第2節 施設・事業所の状況

市内に設置されております施設は、以下のとおりです。

	☆=0. 杏坐元	平成 2	4 年度	平成 2	5 年度	平成 26 年度		
	施設•事業所	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	
=+	居宅介護	8	_	8	_	8	_	
) 問	重度訪問介護	8	_	8	_	8	_	
分サー	行動援護	1	_	1	_	1	_	
訪問系サービス	重度障害者等包括支援	0	_	0	_	0	_	
	同行援護	5	_	5	_	5	_	
	生活介護	7	170	7	166	7	166	
	自立訓練(機能訓練)	0	_	0	ı	1	_	
旦	自立訓練(生活訓練)	3	36	1	6	1	6	
円活	就労移行支援	2	12	2	12	2	12	
判 系 +	就労継続支援A型	3	30	4	65	4	65	
日中活動系サービス	就労継続支援B型	6	127	7	171	7	171	
え	療養介護	0	_	0	-	0	_	
	短期入所(者・福祉型)	3	_	3	-	5	_	
	短期入所(者•医療型)	0	_	0	ı	0	_	
サービス	共同生活援助(グループホーム)	5	55	5	55	5	55	
ビ系	施設入所支援	2	50	2	50	2	50	
相	計画相談支援	4	_	7	_	8	_	
相談支援	地域移行支援	4	_	5	_	2	_	
援	地域定着支援	4	_	5	_	2	_	
児	児童発達支援	6	56	8	91	9	101	
<u>果</u> 福 祉	放課後等デイサービス	4	28	8	64	9	74	
児童福祉サービス	保育所等訪問支援	2	_	3	_	3	_	
<u></u> え	障害児相談支援	7	_	7	_	7	_	

[※]平成26年9月30日現在

第3章 障害者(児)に対するサービスの体系

第1節 障害者(児)に対するサービスの体系

障害者(児)に対するサービスの体系は、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。自立支援給付は、「障害福祉サービス」「自立支援医療」「補装具」に分類され、地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない事業として「相談支援」「成年後見制度利用支援」「コミュニケーション支援」「日常生活用具給付」「移動支援」「地域活動支援センター」の6事業のほか、本市独自の任意事業として、日常生活又は社会生活を支援する事業があります。また、児童福祉法による「児童福祉サービス」があります。

サービス体系

自立支援給付

障害福祉サービス

- ○訪問系サービス
- 〇日中活動系サービス
- 〇居住系サービス
- 〇相談支援

自立支援医療

- ○更生医療
- ○育成医療
- 〇精神通院医療※
 - ※実施主体は県

補装具

○補装具費の支給

児童福祉サービス

- 〇児童発達支援
- ○放課後等デイサービス
- 〇保育所等訪問支援
- ○障害児相談支援

地域生活支援事業

必須事業

- 〇相談支援事業
- 〇成年後見制度利用支援事業
- 〇コミュニケーション支援事業
- 〇日常生活用具給付等事業
- 〇移動支援事業
- ○地域活動支援センター事業

その他の事業

- ○訪問入浴サービス事業
- ○更生訓練費給付事業
- 〇日中一時支援事業
- ○声の広報等発行事業
- 〇自動車運転免許取得助成事業
- ○自動車改造費助成事業

第2節 障害者(児)に対するサービスの概要

障害福祉サービス(訪問系、日中活動系、居住系、相談支援)、地域生活支援事業(必須事業、その他の事業)、児童福祉サービスの概要です。

自立支援給付(訪問系サービス)

足之介誰	主な対象者	障害者(身体・知的・精神)、障害児
居宅介護	実施内容	自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	主な対象者	重度の要介護状態にあり、二肢以上の麻痺のある人
重度訪問介護	実施内容	自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	主な対象者	自閉症、てんかん等のある重度の知的障害者・児、統合失調症等のある重度の精神障害者で常時介護を要する人
1」到按读	実施内容	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、 危険を回避するために必要な支援、外出支援を行いま す。
重度障害者等包括支援	主な対象者	筋委縮性側索硬化症(ALS)等の極めて重度の身体障害者、強度行動障害のある極めて重度の知的障害者、極めて重度の精神障害者
	実施内容	常時介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
	主な対象者	移動に著しい困難を有する視覚障害者
同行援護	実施内容	移動時及びそれに伴う外出先においての視覚的情報の 支援、移動の援護、排せつ、食事の介護などを行いま す。

自立支援給付(日中活動系サービス)

目立支援給付(日中活	1到ポソ しへ)
	主な対象者	常時介護を必要とする人
生活介護	実施内容	昼間入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作 的活動又は生産活動の提供を行います。
	主な対象者	地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持・向 上のため、支援が必要な身体障害者
自立訓練(機能訓練)	実施内容	自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練(生活訓練)	主な対象者	地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持・向 上のため、支援が必要な知的・精神障害者
	実施内容	自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期 間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
战战移行击控	主な対象者	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等 を通じ企業等への雇用や在宅就労が見込まれる人(65 歳未満)
就労移行支援	実施内容	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労 に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行い ます。
就労継続支援 (雇用型:A 型)	主な対象者	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人で(利用開始時に65歳未満)、①就労移行支援により一般企業の雇用に結びつかなかった人、②特別支援学校を卒業して雇用に結びつかなかった人、③就労経験があり、一般企業を離職した人
	実施内容	雇用型の就労や生産活動の機会の提供を行います。
就労継続支援 (非雇用型:B 型)	主な対象者	就労の機会を通じて、生産活動に係る知識・能力の向上や維持が期待される人。①就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援(雇用型)の雇用に結びつかなかった人、②一般企業等での就労経験はあるが、年齢や体力の面から、就労が困難となった人、③50歳に達している人、④企業等の雇用、就労移行支援、就労継続支援(雇用型)の利用が困難と判断された人
	実施内容	就労や生産活動の機会の提供を行います。
療養介護	主な対象者	病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護を 必要とする人で、①筋萎縮性側索硬化症患者など呼吸 管理を行っている人②進行性筋委縮症者、重症心身障 害者
/ARZ/TIX	実施内容	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を 行います。
r=+0.2 =c	主な対象者	障害者(身体・知的・精神)障害児
短期入所 (ショートステイ)	実施内容	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間 も含め、施設で入浴排せつ、食事の介護等を行います。
	•	

自立支援給付(居住系サービス)

共同生活援助 (グループホーム)	主な対象者	身体・知的・精神障害者で、①生活介護、自立訓練、 就労移行支援、就労継続支援等の利用者、②介護を必 要とせず、就労している人					
	実施内容	共同生活を行う住宅で、夜間や休日等に相談や日常生活上の援助を行います。					
施設入所支援	主な対象者	生活介護の対象者。自立訓練・就労移行支援の利用者で生活能力上、単身の生活が困難な人や地域の社会資源の状況から通所が困難な人					
	実施内容	入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事 の介護等を行います。					

自立支援給付(相談支援)

	主な対象者	障害福祉サービス又は地域移行支援、地域定着支援を 利用する全ての障害者						
計画相談支援	実施内容	障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案 し、利用するサービス内容等を定めた「サービス等利 用計画書」を作成します。また「サービス等利用計 画」が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証、見 直しを行います。						
地域移行支援	主な対象者	施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者のうち、地域生活への移行を予定している人						
	実施内容	住居の確保、その他の地域生活に移行するための活動 に関する相談等を行います。						
地域守美寺塔	主な対象者	地域移行支援により賃貸住宅等へ帰住した単身者及び 同居している家族により支援を受けられない帰住者						
地域定着支援	実施内容	常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じ た緊急の事態等への対応を行います。						

地域生活支援事業(必須事業)

		主な対象者	障害者等及び障害者の家族等
	障害者相談支 援事業	実施内容	身体・知的・精神の3障害に対応した実効性のある 障害者ケアマネジメントが行える相談体制をつくり、 当事者の生活を支援する仕組みを確保します。
10		主な対象者	障害者等及び障害者の家族等
相談支援事業	相談支援強化事業	実施内容	相談支援事業が適正かつ円滑に実施できるよう、一般 的な相談支援事業に加え、専門的な相談支援などを要 する困難ケースなどへ対応できるよう専門的職員を配 置し、機能の強化をはかります。
	() 足笑士	主な対象者	賃貸住宅への入居契約に際し連帯保証人の確保に窮し ている方等
	住宅入居等支 援事業 	実施内容	一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない などの理由により入居が困難な障害者に対して、相 談・助言を通じて地域生活を支援します。
成年後見	成年後見制度利用支援事業		成年後見制度の利用が有効と認められる知的・精神障害者
		実施内容	制度の利用を支援し、権利擁護を図ります。
コミュニ	手話通訳者• 要約筆記者派	主な対象者	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため 地域生活などに支障がある障害者
支援事業支援事業	遣事業 手話通訳者設 置事業	実施内容	手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円 滑化を図ります。また視覚障害等に対応した支援につ いても、必要なサービスの提供を検討します。
		主な対象者	重度の障害児・者
日常生活	用具給付等事業	実施内容	日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行い、地域生活の支援を図ります。
		主な対象者	移動が困難な障害者
移動	移動支援事業		外出のための支援を行うことにより、地域生活での自立及び社会参加を図ります。
	地域活動支援センター事業		障害者等
地域活動:			支援センター事業実施内容

地域生活支援事業(その他の事業)

		•
	主な対象者	自宅での入浴介助や、デイサービスでの入浴サービ スを利用することが困難な重度の身体障害者
訪問入浴サービス事業	実施内容	障害者の生活を支援するため、訪問による入浴サービスを提供して身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。
再 件訓练弗於从東 對	主な対象者	身体障害者更生援護施設に入所している障害者
更生訓練費給付事業 	実施内容	更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。
	主な対象者	一時的に見守り等の支援が必要な障害児・者
日中一時支援事業	実施内容	障害者の日中における活動の場を確保して、家族の 就労支援、日常的に介護している家族の一時的な休 息を図ります。
	主な対象者	文字による情報入手が困難な障害者等
声の広報等発行事業	実施内容	音声訳により広報、自治会回覧情報等を提供します。
白動市海転名計取得的战	主な対象者	身体障害者
自動車運転免許取得助成 事業 	実施内容	身体に障害のある人の自動車運転免許の取得費用に 対し助成します。
	主な対象者	身体障害者
自動車改造費助成事業	実施内容	身体に障害のある人の自動車を改造するために要し た経費に対し助成します。

児童福祉サービス

	主な対象者	障害児
児童発達支援	実施内容	児童発達支援センターなどの施設に通い、日常生活に おける基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生 活への適応訓練などを行うサービスです。
	主な対象者	小・中・高等学校などに就学している障害児
放課後等デイサービス	実施内容	授業の終了後または休業日に児童発達支援センターな どの施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練 などを行うサービスです。
/P 李正华	主な対象者	保育所、幼稚園、その他の児童が集団生活を営む施設 に通う障害児
保育所等訪問支援	実施内容	集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。
	主な対象者	障害児通所支援を利用するすべての障害児
障害児相談支援	実施内容	ケアマネジメントを行い、サービス利用等の支援を行 うサービスです。

第4章 計画の数値目標

国の基本指針では、障害のある人の自立支援について、地域生活への移行や一般就労等の課題への対応目標として、平成29年度を目標年度として項目ごとに成果目標を設定することを求めています。本市では次のとおり目標を設定しました。

第1節 磐田市の数値目標

1 施設入所者の地域生活への移行

国は、平成 29 年度末における地域生活に移行する者の数値を設定するにあたり、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行し、施設入所者の 4%以上の削減を基本として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定するよう求めています。

本市では、これまでの実績や地域の実情及び、事業所におこなった意向調査を勘案しながら、平成29年度末における入所者数及び削減数を設定しました。地域生活への移行人数は、地域移行の受け皿となるグループホームなどの施設が不足していることから、国の指針を下回りますが、7人を見込みました。また、削減見込人数は、事業所におこなった意向調査を勘案しながら、国の指針を上回る7人を見込みました。今後、施設整備等を進め、地域生活への移行に努めます。

項目	数値目標	備考
現在の入所者数	121人	平成25年度末の施設入所者数
目標年度の入所者数	119人	平成29年度末時点の利用人員
	7 .	現在の入所者のうち、計画期間中に地 域移行が見込まれる人数
【目標値】地域移行見込人数	7人	<参考>平成25年度末の入所者数 (121人)の12%=15人
【目標值】削減見込	7人	<参考>平成25年度末の入所者数 (121人) の4%=5人

2 就労支援施設等から一般就労への移行

国は、平成 29 年度における就労支援施設等から一般就労への移行者の数値目標及び、 就労移行支援利用者の数値目標を設定するにあたり、一般就労への移行者数については 平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍とすることを基本とし、就労移行支援利 用者数については、平成 25 年度実績の6割以上増加することを基本として、これまで の実績及び地域の実情を踏まえつつ設定するよう求めています。

本市の、一般就労への移行者数については、平成24年度の実績がなかったことから、 事業所に対しおこなった意向調査を勘案しながら、一般就労への移行が見込まれる人数 を設定しました。就労移行支援利用者数については、これまでの実績及び施設整備によ り、年5人の利用者数の増加を見込み、国の指針を上回る38人で設定しました。

項目	数値目標	備考
福祉施設から一般就労移行者数	0人	平成24年度において福祉施設を退所 し、一般就労に移行した者の数
【目標値】一般就労への移行数	14人	第4期障害福祉計画期間中において福祉 施設を退所し、一般就労する者の数
【目標值】就労移行支援利用者数	38人	<参考>平成25年度実績(18人)の6 割増加人数=29人

3 地域生活支援拠点等の整備

国は、障害者に対し、相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応等の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点を、平成 29 年度末までに市内又は各圏域に少なくとも 1 箇所整備するよう求めています。

本市では今後、地域生活支援拠点等の整備について、圏域市町(掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町)と検討していきます。

第5章 障害福祉サービスの見込み

第3期障害福祉計画の見込値と実績値の比較や、実績値の推移、また、障害者のニーズ等を勘案する中で、第4期障害福祉計画におけるサービス量を見込みます。

第1節 訪問系サービスの見込み

く現状と課題>

- ・介助者の高齢化や障害のある人の地域移行が進むことにより、今後も「居宅介護」「同行 援護」の利用は増加すると見込まれます。需要に対応できる体制の確保が求められます。
- •「重度訪問介護」の利用者数はあまり変動がない状況にあります。
- •「行動援護」については、事業所が少ないことから、利用者は増えていない状況にあります。
- •「同行援護」については、平成 23 年 10 月から始まった、比較的新しいサービスであるため、視覚障害のある方へのサービス内容等の情報提供が必要な状況にあります。

<見込量>

~兄込里 /			実	績	見込		計画	
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
	利用者数	実績	47	51	63	71	79	87
	(人/月)	計画		1		7 1	79	01
	サービス量	実績	623	682	819	000	1.007	1 101
居宅介護	(時間/月)	計画	_	_		923	1,027	1,131
	<算定根拠> 障害福祉サート 数以上あったが 平成 24 年度が を設定しました	こめ、今後 からの利用	後、 利用者数	が増加する	ことを見込み	メました。		
	利用者数	実績	3	2	2	2	2	2
	(人/月)	計画	_	_	_			
重度訪問介護	サービス量	実績	351	88	142	142	142	142
	(時間/月)	計画	_	_	_	142		
	く算定根拠> 過去の実績から	ら平成 26	6年度の見込	み数を引き	続き設定しま	ました。		
	利用者数	実績	0	1	1	1	4	1
	(人/月)	計画	_	_	1	l	1	1
行動援護	サービス量	実績	0	18	18	10	18	10
	(時間/月)	計画	_	_		18	10	18
	<算定根拠> 過去の実績から	5平成 26	6年度の見込	み数を引き	続き設定しま			_

		実	績	見込		計画		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
	利用者数	実績	0	0	О	0	0	
	(人/月)	計画	-	_	_	U	0	0
重度障害者	サービス量	実績	0	0	0	0	0	0
等包括支援	(時間/月)	計画	_	_	_	U	O	O
	<算定根拠> これまで利用 た。	実績がなく	く、また、事	業所もない	ことから、ミ	後も利用に	はないものと見	見込みまし
	利用者数 (人/月)	実績	18	21	24	27	30	33
		計画	_	_	_	21	30	33
	サービス量	実績	227	219	288	204	360	206
同行援護	(時間/月)	計画	_	_	_	324	360	396
	く算定根拠> 障害福祉サービ とや、困ったの 今後、利用者 平成 24 年度を を設定しました	ときの対象 数が増加す からの利用	心など、単身 することを見	での外出は 込みました	不安という 意 。	意見が2割利	呈あり、これ	を踏まえて

く方策>

居宅介護•同行援護

事業所に対しおこなった意向調査から、今後ヘルパー数の増加が予定されるなど、提供体制の拡充が見込まれることから、利用者数の増加については、これにより対応を図ります。

重度訪問介護

・事業者への働きかけを行い、既存の事業所で、見込量の確保及びサービスの質の向上に努めます。

行動援護

- 事業者への働きかけを行い、既存の事業所で、見込量の確保及びサービスの質の向上に努めます。
- 利用を希望する人が出た場合に対応できるよう、事業所等への働きかけなど、参入の促進を図ります。

重度障害者等包括支援

サービスの利用を見込んでいませんが、利用を希望する人が出た場合に対応できるよう、 事業所等への働きかけなど、参入の促進を図ります。

第2節 日中活動系サービスの見込み

く現状と課題>

- 利用者の増加、ニーズの多様化により、それらに応じたサービス提供が必要になっています。
- •「生活介護」「就労移行支援」「就労継続支援B型」「短期入所」については利用者が市内施設の定員数を超えている等の理由により、市外施設に依存している状況です。介助者の高齢化等からも、今後も利用者数が増加すると見込まれるため、需要に対応できる体制の整備が求められています。
- •「自立訓練(生活訓練)」についても、利用者が市内施設の定員数を超えており、市外施設 に依存しているため、需要に対応できる体制の整備が求められています。
- •「就労継続支援 A 型」については、平成 24 年以降、指定を受ける事業所が増加したため、 利用者の増加に繋がりました。

<見込量>

			実	績	見込		計画	
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
	利用者数	実績	273	273	291	309	327	345
	(人/月)	計画	262	264	268	309	321	343
	サービス量	実績	20.2	20.2	20	20	20	20
生活介護	(一人あたりの利用日数/月)	計画	22	22	22	20	20	20
	障害福祉サービス利用 いう意見を踏まえ、利用 利用者数は、旧法から 平成 26 年度の平均増加 サービス量は、平成 24		用者数が増加 自立支援法へ 加数で設定し	することを の事業体系 ました。	見込みました の移行により	き。 O、変動が大	きかったたと	か、直近の
	サービス量は、	. 平成 24 実績	1 年度からの O)一人あたり O	の月の平均利	引用日数で設	定しました。 	
	利用者数			0	'	1	1	1
	(人/月)	計画	1	1	1			
自立訓練	サービス量	実績	0	0	22	22	22	22
(機能訓練)	(一人あたりの 利用日数/月)	計画	22	22	22		22	22
	<算定根拠> 利用者数は、 ¹ サービス量は、					る平均の日数	を設定しまり	ンた。

			実	· ·績	見込		計画	
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
	利用者数	実績	18	13	17	21	25	29
	(人/月)	計画	22	22	22	21	20	29
	サービ ス量 (一人あたりの	実績	18.9	17.6	15	15	15	15
自立訓練(生活訓練)	利用日数/月)	計画	22	22	22	15	15	15
	く算定根拠> 実績では利用さ ンケート調査が 練の充実が必要 これまでの実終 しました。	から、今後 要との意見	後「自立訓網 見があったた	(生活訓練) め、利用者) 」を利用し 数の増加を見	したい、地域 見込みました	で生活する。	こは生活訓
	利用者数	実績	23	18	23	28	33	38
	(人/月)	計画	17	18	20	20	33	30
	サービ ス量 (一人あたりの	実績	18.2	17.4	18	18	18	18
就労移行支援	利用日数/月)	計画	22	22	22			
300 0 13 2 14	<算定根拠> 磐田市の数値ほ 見込みました。 実績では利用され 社サービス利用 労したいといき これまでの実	(P14) 者数が減少 用者を対象 う意見から) かしている時 象としたアン ら、利用者数	期がありま ケート調査 なの増加を見	すが、今後う から、今後 込みました。	予定されてい 「就労移行支	る施設整備や 援」を利用し	や、障害福 したい、就
	利用者数	実績	43	61	73	85	97	109
	(人/月)	計画	28	31	34	65	91	109
	サ-ビス量 (一人あたりの	実績	19.3	20.6	20	20	20	20
就労継続支援 A型	利用日数/月)	計画	22	22	22			
	く算定根拠> 磐田市の数値 後についても 利用者数は、 26 年度の平均 サービス量は、	増加する。 平成 24 年 1増加数で	5のと見込み 拝度以降、施 ご設定しまし	ました。(I 設が増加し た。	P14) 利用者数の変	変動が大きか	ったため、『	直近の平成

		実	績	見込	計画					
			H24	H25	H26	H27	H28	H29		
	利用者数	実績	171	195	217	220	261	202		
	(人/月)	計画	193	213	237	239	201	283		
	サ-ビス量 / またいの	実績	18.7	19	18	18	18	18		
就労継続支援 B型	(一人あたりの 利用日数/月)	計画	22	22	22	10	10	10		
	く算定根拠> 磐田市の数値! 後についても! これまでの実! しました。	曽加するも	らのと見込み	ました。(P14)					
	利用者数	実績	17	17	17	47	17	17		
療養介護	(人/月)	計画	14	14	15	17	1 /	1 7		
	<算定根拠> 平成 24 年度から利用日数に変動がないため、引き続き実績数で設定しました。									
	利用者数	実績	42	50	46	58	70	82		
	(人/月)	計画	35	36	37	36	70	02		
1 -40	サービス量	実績	9.3	8.6	9	9	9	9		
短期入所 (ショートステイ)	(一人あたりの利用日数/月)	計画	9	9	9	9	9	9		
	く算定根拠> 障害福祉サービイ)」を利用し 平成 24 年から から、増加を見	ンたい、 5利用者数	を設が不足し 数は増加傾向	ているとの	意見がありる	きした。				

く方策>

生活介護

• 計画期間中に施設整備を進め、障害のある人の日中活動の場として必要なサービスの利用に対応できるよう努めます。

自立訓練(機能訓練)·就労継続支援A型·療養介護

・公共職業安定所や事業所、企業など関係機関との連携の強化を図り、利用者のニーズ等に 応じたサービス提供体制の整備を進めます。

自立訓練(生活訓練)

・計画期間中に施設整備を進め、障害のある人の自立を図ります。

就労移行支援·就労継続支援B型

- •計画期間中に施設整備を進め、一般就労への移行促進や、就労の機会の提供を図ります。 短期入所
- •計画期間中に施設整備を進め、市内におけるサービス提供体制の充実を図ります。

第3節 居住系サービスの見込み

く現状と課題>

- •「共同生活援助(グループホーム)」については、介助者等の高齢化により、市内施設は定員に達しており、利用者のニーズへの対応が求められています。「共同生活援助(グループホーム)」は施設入所者の地域移行の受け皿として、施設整備が必要です。
- •「施設入所支援」については、第3期計画期間中、施設入所者の地域移行が進まず、平成 26年度中に入所者数が増加しました。

<見込量>

		実	績	見込		計画		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
	利用者数	実績	51	50	53	50	61	71
共同生活援助	(人/月)	計画	55	56	57	59		
	<算定根拠> 計画期間中の施	施設整備に	こよる定員数	は増加分を設定	定しました。			
	利用者数	実績	122	121	126	105	100	119
施設入所支援	(人/月)	計画	125	124	121	125	122	119
	く算定根拠> 事業所に対しる 設定しました。		こ意向調査か	ら、地域移	行の見込みの	のある人数を	踏まえ、サ [、]	ービス量を

<方策>

共同生活援助(グループホーム)

• 計画期間中に施設整備を進め、利用希望者が必要なサービスを受けられる環境をづくりを進めます。

施設入所支援

• 「共同生活援助(グループホーム)」の施設整備等により、地域生活への移行の促進に努めます。

第4節 相談支援の見込み

く現状と課題>

- •「計画相談支援」について、平成 26 年度までに、サービス利用者のすべての計画相談が 完了する見込みです。今後は既存の利用者のモニタリング及び、新規利用者の計画相談 に対応する体制を維持することが必要です。
- 「地域移行支援」については、実績がありませんでした。地域移行の促進から、今後は増加する見込みであるため、需要に対応する体制の確保が必要です。
- 「地域定着支援」については、計画値を下回る実績でした。新たに利用希望者が出た場合に対応する体制を維持することが必要です。

<見込量>

実績見込計画											
			H24	H25	H26	H27	H28	H29			
	利用者数	実績	7	71	550	784	846	913			
計画相談支援	(人/年)	計画	24	71	136						
	<算定根拠> 既存の利用者のモニタリング及び、平成 24 年度からの障害福祉サービス利用者の増加率(年 8%)から設定しました。(障害福祉サービス利用者 H24:623 人 H25:673 人)										
	利用者数 (人/年)	実績	О	0	0	1	В	3			
地域移行支援		計画	6	10	14						
	<算定根拠> 平成 24 年度から実績はありませんが、地域移行見込者数を勘案して、利用者数を見込みました。										
	利用者数 (人/年)	実績	0	1	1	1	1	1			
地域定着支援		計画	1	2	ω						
	<算定根拠> 平成 25 年度7										

く方策>

計画相談支援

- サービス利用者のすべてを対象に相談支援を行うため、支援体制の確保を図っていきます。 地域移行支援
- 地域移行の促進から、利用者の増加に対応できる体制を確保し、ニーズに応じた支援を行います。

地域定着支援

・支援体制を維持し、ニーズに応じた支援を行います。

第5節 地域生活支援事業(必須事業)の見込み

く現状と課題>

- •「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」については、増加傾向にあり、需要に対応するためには、派遣通訳者の確保が必要です。
- •「日常生活用具給付等事業」については、増加傾向にあるため、今後も継続した支援が必要です。
- •「移動支援事業」については、利用時間は増加傾向にありますが、利用者数は減少している状況です。(H24:40 人、H25:35 人) 障害のある人に、必要なサービスを提供するためにも、事業の周知等が必要です。
- 「地域活動支援センター事業」については、微増しています。障害福祉サービスだけでは 満たしきれないニーズ等に応えていくため、事業の周知等の利用の促進が必要です。

<見込量>

<兄込里 >			実績見			計画					
			H24	H25	光色 H26	H27	H28	H29			
		実施箇所数	実績	1	1	1			1120		
	障害者相	(箇所)	計画	_	_	1	1	1	1		
	談支援事 業	く算定根拠									
+-	*	事業所 1 か	所を維持	しつつ、相詰	炎支援のあり	方を検討し	ていきます。				
一批		実施箇所数	実績	1	1	1	1	1	1		
支	相談支援	(箇所)	計画	_	_	1	'	'			
相談支援事業	強化事業	く算定根拠2 事業所 1 か		しつつ、相言	炎支援のあり	方を検討し	ていきます。				
未		実施箇所数	実績	1	1	1			,		
	住宅入居	(箇所)	計画	_	_	1	1	1	1		
	等支援事業		〈算定根拠〉 事業所 1 か所を維持しつつ、相談支援のあり方を検討していきます。								
		市長申立	実績	0	0	0					
		件数 (件/年)	計画	_	_	3	3	3	3		
用:	支援事業	<算定根拠> 平成 24 年度から実績はありませんが、過去の実績から引き続き計画値を設定しました。									
	— \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	延派遣回数	実績	275	307	349	387	429	476		
	手話通訳 者•要約	· · (U / /	計画	_	_	420					
コミュニケーション支援事業	筆記者派遣事業	く算定根拠2 聴覚等に障害 後も増加する	害を持つ								
ュ		設置人数	実績	1	1	1	1	1	1		
支援	手話通訳者	(人/年)	計画	_	_	1	l 	l	l		
事 設置事業 業	設置事業		<算定根拠> 引き続き 1 名の手話通訳者を設置します。								
		給付件数	実績	2,663	2,859	3,059	3,273	3,502	3,747		
	生活用具	(件/年)	計画	_	_	2,505	0,210	0,002	0,141		
	寸等事業	く算定根拠2 ストマによる 度からの増加	る給付が			も大幅な減り	少は見込まれ	ないため、	平成 24 年		

			実績		見込	計画					
			H24	H25	H26	H27	H28	H29			
	利用時間	実績	966	1,098	1,209	1,348	1,503	1,675			
	(時間/年)	計画	_	_	_						
移動支援事業	<算定根拠> 障害を持つ方の社会参加を進める手段として、利用ニーズが高まっています。事業対象の範囲の周知等により、今後も増加すると見込み平成24年度からの増加率を踏まえて設定しました。										
	実利用者数	実績	17	19	20	22	24	26			
地域活動支援	(人/年)	計画	_	_	-	22	<u> </u>	20			
センター事業		<算定根拠> 平成 24 年度からの増加率を踏まえて設定しました。									

く方策>

相談支援事業

• 委託先の事業者と連携し、障害のある人に必要な相談支援体制の構築を図ります。

成年後見制度利用支援事業

• 制度の申立てを市長が行えることや、申立てに必要な費用について市が支援できること等の事業内容が知られていない状況にあるため、広報等を利用した周知を進めるとともに、利用に必要な支援を今後も継続していきます。

手話通訳者•要約筆記者派遣事業

• 意思疎通に支援を必要とする人が、適切にサービスが利用できるように、通訳者の確保及び育成、制度の周知を進めます。

日常生活用具給付等事業

• 日常生活用具などの給付を必要とする人が、サービスを利用できるように、日常生活用具等に関する情報の周知を図るとともに、障害の特性に合った日常生活用具等の給付を行います。

移動支援事業

- 障害のある人の多様な活動、社会参加や自己実現を支える重要なサービスとして、今後も 支援を継続していきます。
- •「行動援護」や「同行援護」より、利用対象者の範囲が広い事業ではありますが、通勤や 通学では利用できない等の制限により利用できない方もいるため、制限の範囲等について 検討するとともに、事業の周知を進め、利用促進を図ります。

地域活動支援センター事業

• 障害のある人の地域との関わりを持つ場として重要であるため、制度の周知を進め、利用 促進を図ります。

第6節 地域生活支援事業(その他の事業)の見込み

く現状と課題>

• 「地域生活支援事業地域(その他の事業)」については、地域生活への移行が進むにつれて、障害者の日中における活動の場の確保や、社会参加を促す目的のサービスとして重要となります。引き続き各事業を継続することが必要です。

<見込量>

		実績		見込	計画					
			H24	H25	H26	H27	H28	H29		
	実利用者数	実績	15	19	19	20	21	22		
訪問入浴サ	(人/年)	計画	_	_	15	20	Z I	22		
ービス事業	<算定根拠> 介護保険で利用するより安価であるため、利用者ニーズがあり、増加すると見込みました。 これまでの実績から、年1人の増加を見込み、設定しました。									
	申請件数	実績	0	0	0	0	0			
更生訓練費	(件/年)	計画	_	_	1		0	1		
給付事業	<算定根拠> これまでの実績から、計画期間中に 1 件の申請を見込み設定しました。									
	実利用者数	実績	302	318	333	349	366	384		
日中一時支	(人/年)	計画	_	_	250	349	300	304		
援事業	<算定根拠> 事業の周知が進み、ニーズが高まっているため、増加傾向にあります。 今後も増加すると見込み、平成 24 年度からの増加率を踏まえ設定しました。									
	実利用者数	実績	36	37	43	44	45	46		
声の広報等	(人/年)	計画	_	_	40	' '	10	10		
発行事業	<算定根拠> 平成 25 年度に広報等を活用し事業の周知を行ったところ、視覚障害者からのニーズがあった ため、年1人の増加を見込み、設定しました。									
	申請件数	実績	0	1	0	1	1	1		
自動車運転	(件/年)	計画	_	_	2	-	ı	, I		
免許取得助 成事業 	<算定根拠> これまでの実績から、計画値を設定しました。									
自動車改造	申請件数	実績	3	1	3	3	3	3		
	(件/年)	計画	_	_	3		<u> </u>	ა 		
費助成事業	く算定根拠> これまでの実績	績から、言	十画値を設定	こしました。						

く方策>

訪問入浴サービス事業・日中一時支援事業

• 事業の周知を進め、日常的に介護している家族への支援を推進します。

更生訓練費給付事業

• 利用を希望する人が出た場合に対応できるよう、今後も支援を継続していきます。

声の広報等発行事業

• 音声訳による情報提供を必要とする人が利用できるよう、広報等を利用した周知を行うと ともに、今後も支援を継続していきます。

自動車運転免許取得助成事業 • 自動車改造費助成事業

• 今後も支援を継続し、障害者の社会参加の促進に努めます。

第7節 児童福祉サービスの見込み

児童福祉法が改正され、平成 24 年度から障害児の通所に係る給付の実施主体が市 町村となったことにより、サービス見込量をあわせて策定しました。

く現状と課題>

- 発達障害の診断を受ける児童が増えていることや、サービスの認知度が高まっていること もあり、今後も利用者数は増加する傾向です。
- 児童発達支援センターの地域における中核的な役割がより求められています。
- ・重症心身障害児が利用するサービスの利便性の向上や、事業所間の連携とサービスの質の 向上が求められています。
- 障害児相談支援については、個々のサービス利用に関する計画作成に加え、障害のある子 どもの保護者・家族・関係者をつなぐトータル支援と、関係機関へのサービスの理解を地 域へ広めるなどの「つなぎ役」としての役割が求められています。

/ - 17 - - 1

<見込量>										
				績	見込		計画			
			H24	H25	H26	H27	H28	H29		
	利用者数	実績	72	120	128	136	146	156		
	(人/月)	計画	-	_	_					
	サ-ビス量 / Lまた200	実績	915	1,630	1,664	4.700	1.000	2,028		
児童発達支援	(一人あたりの) 利用時間/月)	計画	_	_		1,768	1,898			
	<算定根拠> 施設整備等の進捗状況を加味し、利用者数は、伸び率を3年間で20%以上と見込みました。 サービス量は、平成26年6月の1人当たり平均利用量を基本としています。									
	利用者数 (人/月)	実績	30	65	94	122	150	185		
		計画	_	_	_					
	サービス量	実績	334	700	1,128		1,800	2,220		
放課後等	(一人あたりの 利用時間/月)	計画	_	_	_	1,464				
	〈算定根拠〉 利用者数は、児童発達支援の増加するサービス利用者数を算出し、進級・進学等による減少分と新規利用者の増加分をほぼ同数に見込みました。 サービス量は、平成26年6月の1人当たり平均利用量を基本としています。									

		実	績	見込	計画					
			H24	H25	H26	H27	H28	H29		
	利用者数	実績	5	23	59	68	68	68		
	(人/月)	計画	1	I	1					
保育所等	サービス量 (一人あたりの 利用時間/月)	実績	5	31	94	108	108	108		
訪問支援		計画	_	_	_			100		
	<算定根拠> 利用者数は、現在の利用者数と同程度の人数を見込みました。 サービス量は、平成26年6月の1人当たり平均利用量を基本としています。									
	サービス量 (人/年)	実績	84	190	254	000	000	000		
障害児相談 支援		計画	1	_	-	290	326	362		
	く算定根拠> 児童発達支援		後等デイサ~	ービスのサ	ービス量の [・]	伸び率を基	に算出しま	した。		

く方策>

児童発達支援・放課後等デイサービス

- 児童発達支援センターを増設するとともに、センターを地域における中核的支援施設として位置づけ、その専門的機能を強化し、地域の事業所や保育所等へ専門的な支援を実施できるような重層的な体制を整備します。
- ・重症心身障害児の送迎サービス等の利便性が向上するよう事業所への支援を行うほか、事業所を対象とした連絡会や研修会等を実施することにより人材育成・サービスの質の向上を図ります。

保育所等訪問支援

• 障害のある子どもが地域の保育所等で可能な限り通えるよう、保護者などヘサービス内容 に関する情報提供に努めていきます。

障害児相談支援

• 障害のある子どものトータル支援と地域における連携の要として、今後さらなる体制の整備を図っていきます。

資料

○磐田市障害者施策推進協議会要網

磐田市障害者施策推進協議会要綱 平成 24 年 3月 30 日告示第 86 号

(設置)

第1条 磐田市は、障害者施策の推進を図るため、磐田市障害者施策推進協議会(以下「協議 会」という。)を置く。

(所堂事務)

第2条 協議会は、磐田市障害者計画の策定及びその施策の推進に関し、必要な事項について 協議する。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員16人以内で組織する。
 - 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 障害者及び障害児者福祉団体の代表者
 - (2) 社会福祉関係者
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) 公募により選出された者
 - (5) 市の職員
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす る。
 - 4 委員は、再任することを妨げない。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。
 - 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
 - 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
 - 2 協議会は、会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(告示施行後最初に行われる協議会の招集)

2 この告示施行後最初に行われる協議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成24年3月30日告示第86号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

○磐田市障害者施策推進協議会委員名簿

No	所属	職名	氏 名
1	磐田市身体障害者福祉会	事務局長	寺田 幸男
2	磐田市視覚障害者協会	会 長	伊藤 定善
3	磐田ろうあ協会	副会長	大庭 廣夫
4	磐田市手をつなぐ育成会	会 長	蓮池 正博
5	中遠地域精神保健福祉会 丹誠会	会 長	鈴木 恒夫
6	磐田市社会福祉協議会	常任理事兼事務 局長	岡本 春成
7	磐田市民生委員児童委員協議会	理事	鈴木 忠男
8	社会福祉法人 丹穂会	理事長	匀阪 毅
9	社会福祉法人 磐田厚生会	園長	鈴木 幸男
10	社会福祉法人 福浜会	理事長	髙橋 和己
11	特定非営利活動法人 サンサンいわた	施設長	三輪 浜子
12	特定非営利活動法人 ひなたぼっこ	理事長	松下 尚子
13	社団法人 磐田市医師会	理事	岩瀬 正紀
14	公募委員	市民	川崎 朋子
15	磐田市教育委員会	教育部長	鈴木 博雄
16	磐田市こども部	部長	水野 義徳